

平成26年 第2回

木古内町議会臨時会会議録

平成26年4月21日 開会

平成26年4月21日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

目 次

提出された案件及び議決結果	1
議事日程	2
第1日目（平成26年4月21日）	
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について	5
日程第 5 議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	9
日程第 6 議案第3号 財産の取得について	10
閉会の宣告	15
会議録署名議員の署名	16

平成26年4月21日（月）第1号

- 開会日時 平成26年4月21日（月曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 平成26年4月21日（月曜日）午前11時07分
-

・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努
2番	又地信也	7番	笠井敬吾
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男
4番	吉田裕幸	副議長	9番 東出洋一
5番	平野武志	議長	10番 岩館俊幸

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	新井田勝幸
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
建設水道課長	若山忍
まちづくり新幹線課長	福田伸一
代表監査委員	森井俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	吉田廣之

平成26年第2回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日
議案第1号	木古内町税条例の一部を改正する条例制定について	26.4.21
議案第2号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	26.4.21
議案第3号	財産の取得について	26.4.21

平成26年第2回木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成26年4月21日(月)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		行政報告
4	議案 第1号	木古内町税条例の一部を改正する条例制定について
5	議案 第2号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
6	議案 第3号	財産の取得について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(岩館俊幸君) ただいまから、平成26年第2回木古内町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
4番 吉田裕幸さん、5番 平野武志さん。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

- 議長(岩館俊幸君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)
○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

行 政 報 告

- 議長(岩館俊幸君) 日程第3 行政報告。
町長より行政報告がありますので、これを許します。
町長。
○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。
議員各位には、時節柄何かとご多忙の中、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。
平成26年第2回臨時会の開催にあたりまして、行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます。
まず、1点目でございますが、定住自立圏の形成に関する協定の締結についてございま

す。

3月27日、定住自立圏形成協定合同署名式が、渡島・檜山の全市町が一堂に会し、函館市内のホテルで開催され、当町は函館市との間で定住自立圏の形成に関する協定を締結いたしました。

定住自立圏は、人口5万人以上の市が中心市となり、周辺市町と役割分担をしながら、生活の利便性を高め、定住人口の減少を食い止めることを目的とするもので、昨年9月に函館市が中心市宣言をしたことから、今回の運びとなりました。

この度は、函館市と道南圏の全ての市町が締結を行いましたので、今後は、ドクターヘリ導入を見据えた広域医療体制の整備や、2年後の北海道新幹線開業に向けた広域観光の振興、交通網の充実などで協力を図ってまいります。

今後は、函館市が9月までに具体的な実施計画を策定することとしておりますので、その計画に基づいて事業が進められることとなります。

資料といたしまして、協定書の写しを3ページ目以降に添付させていただきましたので、ご参照いただければと思います。

2点目は、火災の発生についてでございます。

4月16日午前10時44分、新道地区で原野が燃えていると119番通報を受け、消防車を出動させたところ、字新道42番地28の草地と廃材が燃えており、消火活動を行った結果、午前11時13分に鎮火いたしました。

本火災により、資材置き場の廃材と草地785㎡が消失いたしました。けが人はありませんでした。

また、出火原因は、資材置き場の倉庫の薪ストーブ煙突から、火の粉が飛散し、枯れ草に燃え移ったことによるものです。損害額はありませんでした。

なお、出動人員等は、消防車両5台、消防職員17名でありました。

以上で行政報告を終わります。

○議長(岩館俊幸君) 質疑ございませんか。

6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 1点目の定住自立圏の協定、これはこのように進んで、木古内町との関わりが別紙のほうでも縷々具体的な部分はまだ出ておりませんが、広域的な連携が図られるものと思っております。

ただ、ここで記載のドクターヘリの導入を見据えた広域医療体制の整備という拡充の部分を触れておりますけれども、先般、確かマスコミでドクターヘリの導入だったかちょっと記憶が定かではないのですが、不調に終わったというマスコミ報道がありました。そのことは、いまいろんな建設資材等が高騰しているというこれはヘリは建設資材ではないのですけれども、いろんなものが高騰から入札ですとか今後のいま進めようとしているドクターヘリが順調にいかないのではないのだろうか。そのことによって、木古内町も3月の定例で負担金の予算付けをしましたけれども、それが増えるのではないだろうかというそういう心配もされるわけなのです。せっかくやはり、町長の行政報告をする中で、その辺がどうなのだという、今後どうなるのだという部分も含めた、やはり報告をすべきではないだろうかと思うところであります。ドクターヘリも不調の要因といいますか、それと今後の見通し等について、わかる範囲内で答弁をいただきたいです。

それともう1点、火災についての行政報告をしておりますけれども、やはり町長、火災の場合、防災無線をもう少し活用してもらわなければ、野火であっても消防車が出てサイレンを鳴らして行くわけですから、防災無線のサイレンも鳴らない。そして、議会では町長は火災の発生の行政報告をしておりますけれども、やはりその時点で鎮火したですとか、例えばどこで野火が発生ですとかと。やはり、あの防災無線は有効に使うべきではないかというふうに思うのです。やはり病院の、町民から言わせると、病院のお知らせ等々だけではなく、こういう有事といいますかこういう場合にもっとやはり活用するような体制。これは、消防独自でやっているとしたら、町のほうから消防のほうに強くやはり申し出て、住民にやはり早く周知をするとそういう体制になるべきだろうというふうに思うのですよね。

その辺について、答弁があればお答えしてください。

○議長(岩館俊幸君) まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) 1点目の定住自立圏の形成に関する協定に関する部分で、ドクターヘリの入札不調に関する原因、また今後の見通しというお尋ねでございます。

ドクターヘリの今回の市立函館病院の工事の入札不調という原因につきましては、資材費の高騰や人件費の高騰、これらによる設計金額の不調と申しますか、というふうに承っております。

工事の内容につきましては、ヘリが着陸した屋上からのエレベーター設備というようなことで伺っておりますけれども、今後、その設計金額等を見直した中で、再度入札を行っていくというふうに承っております。

これによる、今度、負担金の増です。これにつきましては、これらは全て今後の協議になってこようかと思っておりますので、現時点で増えるとも何ともといった情報は受けてはございません。以上でございます。

○議長(岩館俊幸君) 防災無線について、副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま、竹田議員からご質問そしてご意見のあった火災の際の防災無線の活用。これについては、消防さんのほうにお願いといいますか放送を消防でやっているというのは事実なのですが、今回のような小規模の場合の消防の判断なのですけれども、テレホンサービスで足りるという判断があったようで、放送はかけていなかったというのが事実でございます。したがって、ただいま議員からもご意見がありましたように、どんな小さな火事であってもサイレンを鳴らして吹鳴して出動している以上、これは住民の皆さんに結果を報告するという義務もあろうかと思っておりますので、消防のほうとは協議をしながら、一つひとつ整理してまいりたいというふうに思っております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、以上をもちまして行政報告を終了いたします。

議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料、資料番号1の1ページから36ページに添付しておりますのでご参照を願います。

改正内容につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日、法律第4号で改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1条では施行期間を規定し、第2条から第6条では経過措置を設けております。

なお、詳細につきましては町民税務課長より説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) ただいま上程となりました、議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

お手元に配布されております、木古内町税条例新旧対照表により説明をさせていただきますが、条例並びに附則条項の番号の変更・用語及び表現の整理等については、極力省略させていただきます、主な改正条項等について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。第23条は、法人税法の改正に伴い、外国法人が所有する国内の工場や事務所が課税の対象となったことから、条文の整備を行うものであります。平成28年4月1日より施行されます。1ページ、中段です。第33条は、個人町民税の所得割の課税標準については、項ずれによる改正です。平成28年1月1日より施行されます。1ページ、下段です。第34条の4は、地方法人課税の是正を図るものであり、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方法人税割の制限税率を100分の14.7から100分の12.1に引き下げるものです。これは、平成26年10月1日より施行されます。これにより、引下げ相当分。これは、町税の減収につながるものでありますが、引き下げ分は、国税地方法人税として新しく創設され、地方交付税の財源となり、市町村に交付される予定となっております。

続きまして、2ページをお開きください。第47条の2は、公的年金等の所得に係る個人町民税の特別徴収について、納税義務者が町外に転出した場合でも特別徴収を可能とする改正です。平成28年10月1日より施行されます。2ページ、下段です。第47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定の見直しによる改正です。平成28年10月1日より施行されます。

続きまして、3ページ中段です。第48条は法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことから、改正するものです。平成28年4月1日より施行されます。

4ページをお開きください。第52条は、法人税法に外国法人に係る申告納付制度が規定されたことから改正をするものです。平成28年4月1日より施行されます。続きまして、4ページ中段です。第57条・59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受ける時の申告について、条ずれにより改正するもので条例内容に変更はありません。

5ページをお開きください。82条は、軽自動車税の税額を改正するもので、最低制限額を1,000円から2,000円に引き上げ、その他につきましては記載のとおり改正するものです。税率の改正は、昭和59年度の改正以来となります。平成27年4月1日より施行されます。なお、この規定は、平成27年4月1日に施行され、施行日以降に新車で購入された軽自動車に適用されるものであります。課税は27年4月1日以降の新規登録車により改正課税となります。但し、27年3月31日迄に登録した三輪以上の軽自動車の税額には課税されません。従前と同じ金額となります。

次に、6ページをお開きください。中段となります。附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、租税特別措置法の改正に伴い整備するものです。平成27年1月1日より施行されます。続きまして、6ページ中段となります。附則第6条です。附則第6条から11ページの附則第6条の3までは、法改正により条文を整理し削除するものです。平成26年4月1日より施行されます。

続きまして、11ページをお開きください。下段です。附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例事項ですが、条ずれにより改正するものです。平成29年1月1日より施行されます。

続きまして、12ページをお願いいたします。中段です。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長する措置により改正するものです。平成26年4月1日より施行されます。12ページ、下段です。附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合について、新たにわがまち特例導入により公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品等に係る課税標準の特例措置に対する改正です。平成26年4月1日より施行されます。

続きまして、13ページ中段です。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定で、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対して減額措置を追加するものです。平成26年4月1日より施行されます。続きまして、13ページ下段から14ページになります。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例が新設され、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車について、標準税率の概ね100分の20を上乗せ課税する特例措置を追加するものです。これは、平成28年4月1日より施行されます。

続きまして、14ページです。附則第16条の3は、上場株式等の配当所得等に対する町民税課税の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加され改正されるものです。平成29年1月1日より施行されます。

続きまして、16ページの下段となります。附則第19条及び附則19条の2は、一般株式及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税規定を明確にしたことに伴う改正です。平成29年1月1日より施行されます。

続きまして、18ページ下段です。附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等に係る町民税の所得計算特例について、法改正に伴い規定の整備をするものです。平成29年1月1日より施行されます。

20ページから25ページ上段まで、附則第19条の4から20条までは課税標準の計算細目を定めるものであり削除するものです。これは、平成29年1月1日から施行されます。また、20条まで削除したため、20条の2が20条に繰り上がります。

25ページ、中段をお願いいたします。第20条の項ずれのために改正するものです。これは、

平成29年1月1日より施行されます。

27ページ、下段となります。附則第20条の2は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税について、特定公社債の利子等が課税対象に追加されたことに伴う改正で、法附則第20条の4を法附則第20条の2に繰り上げするものです。平成29年1月1日より施行されます。

30ページ、中段となります。附則第20条の5は、規定の削除となります。平成29年1月1日より施行されます。

30ページ、下段です。附則第21条関係は、移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税措置が廃止にされたことから規定の整備を行うものです。平成26年4月1日より施行されます。

31ページ、中段です。第21条の2は、項ずれより改正するものです。平成26年4月1日から施行されます。31ページ、下段です。附則第22条から第23条は、東日本大震災に関する特例について定めておりますが、特例条例の性格を踏まえ、条例に規定していない条項、条文を整理するものです。平成27年1月1日より施行されます。

36ページの中段です。法附則第22条から第23条。附則第24条及び第25条を附則第22条及び第23条に繰り上げるものです。平成27年1月1日より施行されます。

以上で、新旧対照表の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時25分
再開 午前10時38分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

13ページの軽自動車税の税率の特例について、もう一度課長のほうから説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) 指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車についてと説明をさせていただきましたけれども、これは指定を受けた日から起算して14年を経過した月の属する年度に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決す

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料、資料番号1の37ページから42ページに添付しておりますのでご参照を願います。

改正内容につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日、法律第4号で改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1条では施行期日を規定し、第2条では適用区分を設けております。

なお、詳細につきましては町民税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) ただいま上程となりました、議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明をいたします。

お手元に配布されております、新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

37ページをお開きください。第18条は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収額について定めており、項ずれの措置により改正するものです。

同じく第23条は、国民健康保険税の税額改正及び減額について定めており、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円に引き上げる改正。

また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡大を図るため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等による改正とするものです。

附則第3条、地方税法の改正に伴う文言の整理となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 財産の取得について

○議長(岩館俊幸君) 日程第6 議案第3号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第3号 財産の取得につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび取得する財産につきましては、取得価格が700万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料でご説明をいたします。資料番号1の43ページ、最後のページになります。お聞き願います。

取得する財産は、福祉バス。

取得価格は、2,869万4,180円。

取得の相手方は、北斗市清水川142番地の5、北海道いすゞ自動車株式会社函館支店。

納期限は、平成26年9月30日でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) これは、予算は予算で組んだのだけれども、例えば何人乗りで排気量がいくらでとかいうそういう資料は付けないのでしょうか。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 資料を作成することはできますが、一応予算委員会の中で、バスについては42人乗りの現在のバスと同程度の大きさのものという説明をさせていただいたかと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 予算は予算だと思うのです、こういうものは。例えば、「土地を買い

ます」という場合は、地番と平米数で大体終わってしまいます。だけれども、こういうものに関しては、やはり予算は予算でいいと思います。だけれども、予算よりも500万円近く下がっているのですね。やはりそういうあれを付けるべきだと思うのだけれども。だから、今回のいま例えば、「作れば作りますけれども」と、後日でいいですからください、みんなに。

○議長(岩館俊幸君) 8番、新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) ちょっと聞き逃したのかも知れませんが、それと、いわゆる委員会の時と若干、日にちも経過している部分があるのですけれども、先ほどいわゆる納期の部分なのですけれども、この辺をちょっと聞きそびれたのか言わなかったのかその辺。いま進捗はどういうふうになっているのか、再度お聞きしたいのですけれども。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 現在、先週4月15日に入札を行っておりまして、仮契約の段階です。きょう議決をいただきましたら本契約を結ばさせていただきます、納期については9月30日までの契約をすることとしております。

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 新しいバスに変えることは大変嬉しいことなのですけれども、現在使用しているバス。相当年数も経過していますし、相当キロ数も走っている。それだけ有効に町民に利用してもらったことはこれはそれとしながらも、実際500万円ほど安く購入をすることができたのですけれども、いま使っているバス。これはおそらく査定はゼロだと思うのです。がしかし、当町にしてみたら何らかの形でそのもののバス。いまよくありますよね、中古の買い取りですとか平たく言えば。そんなことで、新しいバスと旧バスとの関係で、古いバスをどういうふうにするのか。またはその辺について、相手方とどういう話をされているのかお聞かせ願いたいなと思います。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 現在の福祉バスにつきましては、平成6年車ですので20年経過しております。それで、今回のバスの更新にあたりましては、方法としましては、古いバスを下取りに出して新しいバスを取得するという更新という方法と、あるいは単純に新しいバスを取得して古いバスは古いバスで処分をするという形があるかと思えます。

今回のケースにつきましては、新しいバスを単純にいま購入をする費用が今回の提案です。

それで、古いバスにつきましては、今後処分について検討をしていきますけれども、単純に売り払いの方向で考えたいというふうにとっております。

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) できれば、私が思うには、古いバスについては、いくらかでも売り払い収入になればいいなというふうな私は思いがあるのです。それと、もし仮にこのバスをまだまだ使えると思うのですよ、場合によっては。それで、私なりの思いもあるのですけれども、例えば後進国ですとか国内でも直せば使えたりするので、有効な方法を一つ検討してほしいなということを申し添えておきたいと思えますし、加えて、今回予算委員会の中では全部一般財源で対応してございましたけれども、これについては何らかの補助金の対象になる部分はないのでしょうか。その辺、まるまる100%一般財源なのかどうなのか、その辺ちょっと教えていただきたいなとこのように思います。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) 今回の福祉バスの財源につきましては、国からの地域の元気臨時交付金という交付金がございますので、これを全て充てたいというふうに考えております。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 今回のバス導入にあたって、行政側から福祉バスの導入についての。たぶん、これは受注生産だと思うのですけれども、どういう例えば注文というかオーダーを付けてこのバスになったのかという部分、特徴的な部分があればちょっと説明をしてください。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 今回のバスにつきましては、現在と同程度のバスと考えまして、それに基づいて、平成21年のまず排出ガスの規制適合車であること。車両の全長につきましては概ね9m、幅については2,300から2,500以下、乗車定員については40人以上42人以下、総排気量7,000cc以上、最高出力270馬力以上。こういった基本の仕様に基づきまして3社に案内をし、入札を行った次第です。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田 努さん。

○6番(竹田 努君) 自分が求めているのは、福祉バス。福祉バスという概念からすれば、例えば高齢者に優しいノンステップにするですとか、ステップありますよね。ステップというか階段、上がる。あれを例えば、階段の高さを、通常、例えば30何cmのやつを30cmにするですとかそういう注文というかオーダーをしたのかどうなのか。そして、例えばフロアというか通路等についても、滑らない施工にした普通の何タイルといいますか住宅何かであれしているああいうタイルであれば滑るという。ただ、掃除だとかのことを考えればそれがいいのだけれども、やはり滑らないマット式の部分をバスに今回は装備したですとかそういうものの注文というか、オーダーをしなかったのかどうなのかという部分なのです。

もしそれがなくて、いま課長のほうでバスの規格云々と定員の部分しか説明されなかったのですけれども。私はやはり福祉バスというネーミングからすれば、やはりそういう部分に配慮したバスであるべきだろうと。ただ、ノンステップにすれば冬道のことを考えれば、いろいろ問題もないわけでもないのだけれども、やはりそういうことを考えて発注したのかなという部分をちょっといま確認したかったのです。その辺、もしなければいいで。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) バスの形状といいますか、ノンステップバスという形ではないのですけれども、いまおっしゃられるように出入口の階段、ステップですとかあるいは床ですとか。この辺の特に、冬のことを考えた中で滑らないような装置といいますか、そういうものは今回の使用に謳いながら行っております。

○議長(岩館俊幸君) ステップは低くはならないのでしょうか、ちょっとそれを。

建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 先ほど申したとおり、ノンステップバスではないものですから、いままでのバスのような出入りになるかと思いますが、滑らないような装置で考えております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 財源は、総務課長から答弁をいただきました。総務課長、例えば下取りでいくらになるのかわからないのだけれども、下取りとかに例えば出した場合は、いま総務課長が言った元気づくりの部分のお金というのは使えないのですか。その辺はどうなのでしょう。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) 今回の購入につきましては、先ほど建設水道課長のほうから説明がありましたように、あくまでも新車を購入するというので、下取りということでは考えておりませんでしたので、そこは具体的に調査はしておりませんが、基本的に取得価格がそうすると、例えば下取りの分が安くなれば当然、そこに充てる財源もその分減っていくというふうにいまの状況では考えられるのかなというふうに思います。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 普通、購入方法として新車を買うのだけれども、そうしたら現有バスをどうするのかという部分を考えながら、やはり方法としては下取りに出したらいくらなのだろうかとそういう検討を先にして、先に私はするのではないかと思うのだけれども。これは、民間サイドの発想からいくと、ほとんどそういう発想になると思うのですよ。「20年も経っているけれども、はたしていくら下取りにとってくれるのかな」と。そこから始まって、例えば下取りに出さないで新車を購入するですとか。いずれにしても、何か新車を購入してからどうするかということを考えるというのは、仕事が逆ではないですか。だって、例えば下取り価格以上に、いま例えば新車を入れたあとに、例えば処分をします。あるいは、中古車として古い車として誰かに売るとしても、下取り以上には持って行く人なんていないと思うのですよね。そうすると、物事の考える順番からいったら、やはり「下取りにもし持って行ってくれるとしたら、いくらで持って行ってくれるのかな」と。そこから始まっていくのではないのかな、私はそんなふうに思うのだけれども。なぜ下取りにいくらで持って行ってくれるだろうという調査なりそういうのをしなかったのだろうと。何かちょっと不思議に思います。物を買うという時には、そこから始まっていくのであって、全く何もないというのであればいいですよ。その辺の考え方をちょっと聞いておきます。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 今回の購入にあたりましては、下取りに出して更新といいますか交換といいますか、そういう契約の方法もあろうかとは思いますが、今回のケースについてはバスの経過年数が20年もという中で、本体価格についていくらになるかということまでは聞いておりませんが、その下取りに付すよりは単純に今回の交付金で取得をし、現有バスについては公告をして一般に売り出さそうというふうに考えております。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時03分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、いまの休憩中に質問されたことに対して、もう少し詳しく答弁してください。

建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) 今回、バスを購入するにあたり、営業担当の方々とお話をさせていただいた中では、下取りという方法もありますが、経過年数によってその額はあまり期待できないというお話をいただきながら、また、よその町村で行っているバスのこういう事業について、やはり単独でバスを購入して、同時に古いバスについては町内を含めて売却しているという、そのほうが全体的なメリットがあるというお話をいただいた中で、今回このような形をとらせていただいた次第です。

○議長(岩館俊幸君) 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 私がこの話をなぜ出したかという、今回バスに限らず、ことしもラルゴですか、宝くじ号を確かあれを廃車にして新車を入れるというような予算委員会で話があったのだけれども、どうも古い下取りに出すというか。旧車両に対してどういう扱いをしてきているのかなという部分で、ずっと何年も思っていたのですよ。ですから、私が言ったのは、入れ替える時には査定がゼロであっても、いくらかでもお金に換えられる方法はあるのではないのかなというふうな思いも私は持っているのですよ、ずっと。いままでずっと乗用車などの入れ替えですとかあったのだけれども、ただ、いままでどうなっているのかなという私、そういう疑問をちょっと抱いたものですからこういう話をするのですけれども。

やはり、きちんとその辺についてはメーカーさんと話をし、いまいろいろとそういう買い取っているところ等もあるので、そういうものを有効に活用していただくようなやはり方法論をきちんと持っていながら進めていかないとならないのではないかなというふうに私は思うので、その辺十分に検討していただくことは今回バスという大きな車両を購入するにあたって、どうであるのかというのを我々に示していただきたいというふうに私は思うので、この辺研究していただきたいと。要望に留めておきます。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第2回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

大変どうもご苦勞様でございました。

(午前11時07分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年4月21日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 吉 田 裕 幸

署 名 議 員 平 野 武 志